

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種の対象者の把握・実施及び管理・給付等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 予防接種対象者の選定 2. 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) 3. 照会申請による予防接種履歴の照会 4. 実費徴収に関する税情報等照会 5. 転入者の予防接種履歴の登録・管理 6. 転入者及び予診票紛失者への予診票配布等 7. 未接種者に対する勧奨通知 8. 委託料の支払い 9. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 10. 新型インフルエンザ等の予防接種
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番14及び項番126 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条8号別表 (情報提供) 項番14、項番126 (情報照会) 項番14、項番126 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条、第67条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康政策課保健センター
②所属長の役職名	保健センター 所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部健康政策課保健センター
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1万人以上10万人未満] 令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
いつ時点の計数か	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>申請者からマイナンバーの提供を受けるようにし、申請者からマイナンバーを得られない場合の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行っています。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めています。</p>

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱者担当に限定し、ICカードとパスワードによる認証を行っています。事務取扱担当者はユーザーIDとパスワードで識別しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行います。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条7号別表第二 項番17, 18, 19	1. (番号法)第19条7号別表第二 (情報提供) 項番16の2 (情報照会) 項番16の2、17、18、19	事後	
平成28年9月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	河野 恵子	木戸 貴美佳	事後	
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	木戸 貴美佳	保健センター 所長	事後	様式変更による。
令和2年3月13日	II 1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年3月12日	1 ②事務の概要欄	9の次に、10を追加	10. 新型インフルエンザの予防接種	事後	
令和3年3月12日	3 の法令上の根拠	1の最後に「及び項番93の2」を追加	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番10及び項番93の2	事後	
令和3年3月12日	4 の法令上の根拠	1の情報提供・情報照会に、「項番115の2」を追加	1. (番号法)第19条7号別表第二 (情報提供) 項番16の2、項番115の2	事後	
令和4年3月16日	I 4②法令上の根拠	1. (番号法)第19条7号別表第二	1. (番号法)第19条8号別表第二	事後	
令和5年5月2日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 保健センター	福祉部健康政策課保健センター	事後	
令和5年5月2日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部保健センター	792-0811 愛媛県新居浜市庄内町四丁目7番17号 新居浜市役所福祉部健康政策課保健センター	事後	
令和5年5月2日	II 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	令和5年4月14日時点	事後	
令和5年5月2日	II 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和5年4月14日時点	事後	
令和7年3月28日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	10. 新型インフルエンザの予防接種	10. 新型インフルエンザ等の予防接種	事後	
令和7年3月28日	I 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番10及び項番93の2 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番14及び項番126 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	現行の番号法に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条8号別表第二(情報提供) 項番16の2、項番115の2 (情報照会) 項番16の2、17、18、19、項番115の2 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	1. (番号法)第19条8号別表(情報提供) 項番14、項番126 (情報照会) 項番14、項番126 2. (番号法)別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条、第67条の2	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 1. 対象人数	令和5年4月14日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2. 取扱者数	令和5年4月14日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV リスク分析	IVリスク分析における「8. 人手を介在させる作業」の項目なし	IVリスク分析における「9. 人手を介在させる作業」の項目追加に伴い該当項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV リスク分析	IVリスク分析における「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の項目なし	IVリスク分析における「12. 最も優先度が高いと考えられる対策」の項目追加に伴い該当項目への回答を行った。	事後	様式変更による。